

2015年2月19日

大阪府四條畷保健所長 様

大阪府職員労働組合保健所支部四條畷分会



分会要求書

住民の命と健康を守る公衆衛生の第一線機関として保健所機能の充実および、住民サービスの向上や時間外勤務の縮減等労働条件を改善し働きやすい職場にするため、下記のとおり要求します。すみやかに誠意ある回答をお願いします。

記

- 1 労使慣行を遵守し、労働条件の変更については必ず事前に提案し、合意を前提に十分な協議を行うこと。
- 2 保健所業務のあり方
 - 1) 母子・難病チームの統合にあたっては、住民サービスや労働条件が悪化しないようにすること。
 - 2) 情報提供事案が発生した時は速やかに全職員に周知し、体制をとること。
- 3 保健所庁舎・設備について
 - 1) 談話や食事ができる休憩室を確保すること。
 - 2) 1階女子トイレの一部の故障している水道を早急に修理すること。
 - 3) 2階女子トイレの男児便器を修理すること。
- 4 賃金について
 - 1) 相対評価に基づく給与反映は撤回すること。
 - 2) 時間外手当について
 - ・感染症等の自宅での対応や待機時間も認めること。
 - ・休憩時間が取れない日は時間外手当を認めること。
- 5 時間外勤務について
 - 1) 時間外勤務は最小限にすること。
 - 2) 休憩時間を保障すること。